

三春町告示第100号

令和元年12月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年11月21日

三春町長 坂本 浩之

- 1 日 時 令和元年12月2日（月）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

令和元年12月3日三春町議会12月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 本田 忠 良	2番 橋 本 善 次	3番 井 上 聡
4番 新 田 信 二	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子
10番 篠 崎 聡	11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎
13番 影 山 常 光	14番 陰 山 丈 夫	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第114号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第115号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第116号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第117号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第118号 令和元年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

議案第119号 令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第120号 令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第121号 令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について

議案第122号 令和元年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第123号 令和元年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

令和元年12月2日（月曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠 良	2番 橋 本 善 次	3番 井 上 聡
4番 新 田 信 二	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子
10番 篠 崎 聡	11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎
13番 影 山 常 光	14番 陰 山 丈 夫	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 孝夫 書記 影山 寛子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
-----	---------

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	影 山 明 男	企 画 政 策 課 長	宮 本 久 功
税 務 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	永 山 晋
建 設 課 長	新 野 恭 朗	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	本 間 徹
生 涯 学 習 課 長	藤 井 康		

農 業 委 員 会 会 長	松 崎 正 夫
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和元年12月2日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議案の質疑
- 第7 議案の委員会付託
- 第8 陳情事件の委員会付託

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

……………・開会宣言……………

○議長 おはようございます。ただいまより、令和元年三春町議会12月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

お諮りします。

本定例会の議事日程は、お手元に配布した令和元年12月三春町議会定例会議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、配布の議事日程のとおり決定しました。

……………・会議録署名議員の指名……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番佐久間正俊君、12番橋本善一郎君のご両名を指名いたします。

……………・会期の決定……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月6日までの5日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12月6日までの5日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、配布いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

……………・諸般の報告……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。

出納検査の結果について、監査委員より、令和元年度第5回、第6回、第7回、第8回の例月出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、定期監査の報告について、監査委員より、定期監査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

……………・議案の提出……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました、議案第114号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」から、議案第123号「令和元年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」までの10議案であります。

……………・町長挨拶並びに提案理由の説明……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。12月定例会の開会にあたり、現下の情勢等と提案いたしました議案の概要などについて説明いたします。

先の台風19号では、三春町内においても住宅や農地、道路や橋梁などの公共施設に多くの被害が発生いたしました。

あらためて、被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられました方のご遺族の皆様に対し、衷心よりお悔やみを申し上げます。

被害への対応ですが、10月の臨時議会において補正予算を組み、迅速な対応に取り組んでいるところであります。引き続き、町民の皆様が早く元の生活に戻れるよう、復旧に向けて全力で取り組んで参りたいと考えております。

加えて、今回の台風対応の中では、地域の皆様の協力のもと、避難所を各地域に開設したところですが、あらためて、地域と密着した防災対策の強化を進めていく必要性を感じているところであります。

また、災害ボランティアについても、支援者と要支援者のマッチングが適時に図れるよう対応して参りたいと考えております。

さて、町長就任から2カ月あまりが経過し、この間、各課で進めている事務事業の状況や課題などを把握するため、ヒアリングを実施いたしました。人口減少時代に移り変わっていく中で、教育・子育て環境、福祉の充実など、様々な課題がありますが、三春町が将来にわたって自主自立のまちとして発展し続けるために、ヒアリング結果や議会、皆様の声を踏まえながら、今後のまちづくりの指針となる三春町長期計画の後期基本計画の策定を進めていきたいと考えております。

次に、現下の情勢についてですが、役場庁舎新築工事や第2保育所増改築工事は順調に進んでおり、また、4カ所の応急仮設住宅についても順調に解体撤去が進められ、今年度中に全ての解体撤去が終了する見込みとなっております。

また、除染対策では、国の中間貯蔵施設や葛尾村の仮設焼却施設への除染廃棄物の搬出が行われており、令和2年度中の搬出終了に向けて取組みを進めていきたいと考えております。

次に、子育て世帯や若者の定住促進を目的とした平沢四合田住宅団地の宅地分譲についてですが、早期完売に向けた販売促進に努めて参りたいと考えております。

それでは、今定例会に提案しました議案につきまして、その概要を説明いたします。

「条例の制定について」1議案、「条例の一部改正について」3議案、更に「補正予算について」6議案の合計10議案であります。

それらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。

慎重に審議されまして、全議案可決いただきますよう、お願い申し上げます。

今年も、議会をはじめ、多くの町民の方々のご支援・ご協力を賜りましたことに、あらためて衷心より感謝申し上げます、12月定例会開会にあたっての挨拶といたします。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第114号から議案第123号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第114号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第115号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第116号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第117号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第118号「令和元年度三春町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第119号「令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第120号「令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第121号「令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第122号「令和元年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

収益的収入、支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第123号「令和元年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

資本的収入、支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま、議題となっております議案第114号から議案第123号までは、お手元にお配りいたしました付託表のとおり、各常任委員会に付託、並びに全体審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託、並びに全体審査とすることに決定しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元に配付いたしました、陳情事件文書表のとおり、総務常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦勞様でした。

(散会 午前10時10分)

令和元年12月3日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	3番 井上 聡
4番 新田 信二	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子
10番 篠崎 聡	11番 佐久間 正俊	12番 橋本 善一郎
13番 影山 常光	14番 陰山 丈夫	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 孝夫 書記 久保田 浩

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
-----	-------

総務課長	伊藤 朗	財務課長	眞田 晴信
住民課長	影山 明男	企画政策課長	宮本 久功
税務課長	荒井 公秀	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 清夫	産業課長	永山 晋
建設課長	新野 恭朗	会計管理者兼 会計室長	安部 良明
企業局長	村田 浩憲		

教育長	添田 直彦	教育次長兼 教育課長	本間 徹
生涯学習課長	藤井 康		

農業委員会会長	松崎 正夫
---------	-------

代表監査委員	村上 弘
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和元年12月3日（火曜日） 午前9時58分開会

第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前9時58分）

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆さんに申し上げます。

本日は、7名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いを申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いをいたします。

なお、2月1日発行の「議会報みはる」に掲載するため、議会事務局職員が適宜、会議の様子を撮影しますので、ご了承願います。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 これより、日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制をとっております。また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長 6番鈴木利一君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番（鈴木利一君） さきに通告してあります3点について質問をいたします。

まず、1点目ですが、新町長として三春町の将来ビジョンについてであります。

まずは、新町長の就任、まことにおめでとうございます。9月の選挙ではいろいろな政策を訴えてきて、それが多くの町民に理解されての初当選だったと思います。今の三春町を取り巻く情勢は、人口減少そして少子高齢化など厳しいものばかりであります。こうした状況の中だからこそ町民は新町長に期待をし、夢を託したわけであります。9月の町長就任以来、いろいろな場面での所信を述べてきたことと思いますが、改めて坂本町長の考えを伺いたいと思います。

まず、1点目の先日の選挙で新町長として就任しましたが、町民が夢を持てるまちづくりの構想をどのように考えているのか、伺いたいと思います。

2点目、来年度からの第7次長期計画の後期計画の策定に向けて、町長としてどのようなことに力を入れていきたいのか、伺いたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。お答えします。

1点目の町民が夢を持てるまちづくりの構想についてですが、先人から受け継いできたこの三春町の豊かな自然や歴史・文化などを守りながら、地域に誇りと愛着を感じられる「まちづくり」を進めて参りたいと考えているところでございます。

例えば、「にぎやかな過疎」という言葉があります。過疎ゆえに人口減少には悩んでいるものの、地域への思いを持つ人材は逆に増えているそういった町村の例でございます。そこには人々が集うたまり場や事業を実行するための拠点があります。

そして、様々なアイデアや意見を持つ人々たちが、自由な話し合いをする光景が見られるそうであります。

この三春町も同じような形で活性化をしたいと思っております。

ないことを嘆くのではなく、既にあるものを再発見し、磨き上げる作業を通じて、地域を持続させる取組みを実行していきたいと考えております。

まずは、たまり場の設置など、地域の拠点づくりに取り組んで参ります。そして、郷土の未来を支えていく人材を育成するための環境を整備して参ります。

2点目の後期基本計画において、どのようなことに力を入れていくのかについては、前期基本計画の検証・評価の結果を踏まえ、継続して取り組む施策と適時新たに取り組む施策を整理していきたいと考えております。

その上で、5年間のうち適時取組みを進める必要があるものとして考えているのが、1つ目は「安全なまちづくりの推進」になります。先般の台風19号による被害などを踏まえ、改めて、地域防災力の強化や職員の対応能力の向上などの必要性を感じており、増加する自然災害に対応できる体制を構築していきたいと考えております。

2つ目は、さまざまな課題を地域と行政がともに解決していくための仕組みや体制づくりを「地域コミュニティと行政による新たな協働のまちづくり」として位置づけ、取組みを進めていきたいと考えております。

3つ目は「町の将来を担う子どもたちを育む環境の充実」、4つ目は「田村広域行政組合解散に伴うごみ処理などへの対応」を考えているところであります。

後期基本計画に位置づけられる施策については、まちづくりにおいて、全てが重要な取組みになるものと考えておりますが、ただいま申し上げましたこの4つの項目については、特に取組みを進める必要があるものと考えているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 今の答弁、町長の気持ちが非常に伝わってくる答弁でありました。

その中でたまり場の設置、地域の拠点づくり、そして後期計画の中には地域コミュニティとの行政による新たな協働のまちづくりというふうなことが挙げられておりますが、もう少しこの辺について具体的に何か考えがあればお話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 今少し具体的にというご質問ですのでお答えします。

まず、たまり場についてであります。よく選挙期間中、サロン事業というふうなお話をさせていただきました。文字どおり、日中誰にとがめられることもなく自由に集まれる場が必要だというふうなお話をさせていただきました。現在、町の保健福祉課あるいは社会福祉協議会で共同で各地区にサロン事業を展開していこうということで実際に事業を進めてございます。

具体的には、いろんな形のたまり場がまずはスタートしていくんではないかというふうに思っております。地域性の強いものあるいは同じ趣味に基づくようなたまり場がまず最初に出てくるのかなというふうには思っておりますが、まずそういった多種多様なたまり場がどのぐらいできるか、そういったことを踏まえまして全体の方向性を決めていきたいというのが1点。

2点目、こちらのほうが実は私としては重要視しているんですが、さらに一步進めて拠点づくりのほうまでつなげていきたいというのが2点目であります。

拠点というのは、三春町合併前は7カ町村といいますか7つの町と村から成り立っている町で、その昔の行政区ごとにまちづくり協会、いわゆる小学校区単位で地域づくりの協会があります。そのまちづくり協会、もう既に三十数年の歴史を誇っておりますが、やはり最近

の役員さんの高齢化などで仕事が前例踏襲になりがちだというふうなお話も伺っておりますので、まずはそういった今までの仕事の内容を見直ししていただきながら、そこに今度は行政として、過去にもやっておりましたが、町から職員を例えば派遣して地域単位でどういった仕事をしていくか。非常に平たく言えば、昔の村役場的なものが復活するというふうなイメージのほうが近いと思いますが、そういった形で地域ごとの問題を解決していくまず拠点をつくっていくというのが将来的な狙いであります。

その内容としては、今までのようなまちづくり協会の地域コミュニティ中心の仕事もあれば、町からさまざまな仕事、行政区長さんを通して、あるいは協会に対していろんな仕事をしているわけですが、それを逆に地元から見て、地元の地域の経営という形から見て、町から財源を譲り受けて、その財源を地域の独自の考えで仕事を展開していく。先ほど過疎というふうな表現をしましたが、過疎の山村の中ではそういった各地区にあります協議会が自分たちで事業を起こして実際に収支を回しているというところがたくさんございます。高齢者の足の確保ですとか日常の買い物の確保とかそういったものを既に過疎のほうではむしろ先進的にやっているということであります。そういったものをこの里山が中心の三春町でも展開できればなというふうに思っております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 今の話、大変具体的にわかりましたので。

もう一つ、町の財源の中のふるさと納税についてお伺いしたいと思うんですが、この三春町も少ない財源の中でやりくりしていくのは非常に大変だということで、いろんなところでふるさと納税が取り組まれております。

先日、7月ですか、議員そして町長を含めて北海道の上士幌町に視察に行ってきたわけですが、そこでのふるさと納税の取組みというのは、5,000人の人口に対してふるさと納税が20億円という村であります。その後、総務省からいろいろありまして返礼品が3割までということになったわけですが、それでも17億円までにしか減らなかったということであります。

それはなぜかという、ふるさと納税に対するお金の使い道そして使い方、それが非常に重要視されていたと、返礼品ばかりじゃなかったということなんです。その後、ふるさと納税いただいた人には見本市の開催なり見本ツアーを行ったということで、後からのフォローも非常に大切に行ったということで、このふるさと納税の財源が非常に活かされたということがありますので、三春町もこのふるさと納税に対する取組みを強化をしていってはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ふるさと納税の件についてであります。

今ご質問いただいたように、ふるさと納税にとどまらずそこからさまざまな広範囲に広がっている事業というのは承知してございます。

三春町においても、ふるさと納税制度の施行以来しばらく年数がたっておりますので、全体的な見直しは今後進めて参りたいと思っております。

その観点として、一つ新しい言葉で関係人口というのが最近総務省を中心に言われております。三春町に住所はないんだけど三春町に住所があるような方、あるいは仕事の関係で

三春町に滞在したことがある方、あるいはたまたま三春に観光などでおいでになって縁があって三春とおつき合いがある方、こういった方々たちを関係人口というふうなくくりがあるんだそうです。

三春町は、おかげさまで滝桜がある、あるいは田村高校があった、あとは文化財がある、そういった関係でこの関係人口が非常に多いのではないかとというふうに想定しております。その中の一つのお金のやりとりとしてふるさと納税があるのではないかとというふうに、まずは概念を広目にとって、そういった中でふるさと納税を捉え直していきたい。

ただいまご指摘いただきましたとおり、町に対してある意味投資をしてくださるわけですから、こういったものやっています、あるいはこういった結果になりましたということをお伝えするようなそういった仕組みづくりまで進めていければなというふうに思っております。

ご意見承りまして、検討をさせていただきます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○6番(鈴木利一君) 2点目の各学校施設での防災対策についてであります。

2011年3月11日の東日本大震災では、多くの犠牲者を出してしまいました。宮城県石巻市の大川小学校、そこでは地震発生後、校庭に避難し、その後教員が高台に誘導しようとした直後に津波が押し寄せ、児童108名のうち74名が死亡、教職員10名も死亡しております。遺族側は、防災対策が不十分だったとして学校の管理責任を問い、市と県に対して損害賠償を求めて裁判になりました。ことしに入り、最高裁の判決で、津波襲来の危険性は予見できたということで、学校側の防災対策が不十分であり、教育委員会も指導を怠ったとして賠償を認める判決が認定されました。この判決で子供を預かる教育行政に高いレベルでの防災対策と学校現場の責任の重さが改めて求められることになりました。

そこで、町として各学校の防災対策はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 まず、学校における防災対策の現状について申し上げます。学校を取り巻くさまざまな危機事案につきましては、防災対策を含め学校ごとに地域の特性や実情に応じた「危機管理マニュアル」を策定し対応することとしております。

学校の現場におきましては、こうしたマニュアルに基づき、火災や地震、防犯等の観点から避難訓練等を実施し、児童・生徒の安全確保に努めているところであります。

ただ、近年の自然災害の発生状況に鑑みますと、ますます被害が甚大化する傾向が認められ、学校が現在のマニュアルを墨守するだけでは、こうした事態に対応することが困難となる場合も想定されます。

今後は、こうした現在の自然災害の状況等から想定される事情をきちんと考察し、常に最新のマニュアルとなるよう適宜見直しを行うとともに、災害時において保護者や地域との間に避難等に関し混乱が生ずることがないように事前に十分な情報の共有に努めて参ることを各学校に促して参ります。

また、大規模災害等、学校だけでは危機事案に対応することが困難な場合もあることから、教育委員会としましても、事故等による危険防止及び危険発生時に適切に対処することに資

するものとなるよう独自の危機対応マニュアルを策定し、必要な体制の整備充実に努めて参りたいと考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) これからいろいろ検討を充実していくということだと思っております。

まず、各学校それぞれに今答弁にありましたように特徴、地域の特性などがあります。特に、三春小学校の近辺、ここは警戒区域になっていたり特別警戒区域に指定されているという地域を周りに含んでいるわけです。特性からいったらよその学校と若干違うのかなというふうに思います。

そういったことも含めて、各学校での今現在のマニュアルが完璧にできているのかどうか、その辺がわかればお伺いしたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 議員ご指摘のとおり、各学校はさまざまな地域の特性に基づいて立地し、さまざまな課題がその学校によって多様化されている状況を承知しております。

三春小学校においても、裏面の斜面はかなり急勾配であり、例えば台風19号等の大きな台風等によりがけ崩れ等が予見されるということにつきましては、十分、教育委員会としても承知しており、各学校の対応マニュアルに校地の地図を載せて対応したり、あるいは管理職による日ごろの見回りを強化し、対応マニュアルの実効化に努めているところであります。

今後もそのようなきめ細かな対応により、大切な命が失われることがないようにしっかりと管理監督を進めて参りたいと考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) もう一つ、保護者との連絡、連携ということで、文科省の防災マニュアルの手引では、災害時の児童の引き渡しということで手引があると思っております。震度4以下では原則下校、そして震度5弱以上で保護者に引き取りをお願いするということが目安として示されていると思っております。

その保護者との連携、連絡体制というのはできているのか、お伺いしたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 保護者との連携であります。大変、最近プライバシーが強固になり、以前のように連絡網というようなシステムが使えない状況になっております。各学校では、全ての保護者とメールシステムによる確認ができる状況をつくり、そのことを確認しながら緊急の場合の対応に努めております。

それを活用するに当たりまして、各学校で行われている避難訓練等あるいはマニュアル等の実質的な実施訓練をあわせて対応するような形でマニュアルのそれぞれの保護者とのマンツーマンでの対応ができるような対応を考えて実践しておるところでございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○6番(鈴木利一君) 3点目ではありますが、子どもの室内遊び場の確保についてであります。

今、議会はいろいろな団体との意見交換会を開催しております。先日、ちびっこサークルとの意見交換がありました。その中で出された意見の一つには、一時保育の受け入れの充実の問題だったり、遊び場の確保の要望が出されております。また、昨年の幼稚園そして保育所の保護者との意見交換会でも、同じように遊び場の整備についての要望が出されています。

私も、ことしの3月の一般質問で子供の遊び場の確保について質問をしております。その中で、来年度実施の第2期三春子ども・子育て支援事業計画の中で具体的に検討していくとの答弁がありましたが、計画策定に向けて室内遊び場の確保をどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 現在町では、第2期子ども・子育て支援事業計画策定に向け、第1期計画の評価などを実施しているところであります。

そうした中、子育て環境については、今後とも充実を図る必要があると認識しております。

屋内遊び場につきましても、まずは現在の「三春町地域子育て支援センター」について、利用者からの意見も踏まえ、運営の充実を図って参りたいと考えております。

また、地域子育て支援センター以外にも、子どもたちが安心して遊べる屋内遊び場の整備について、既存町有施設の利活用などを念頭に、設置を検討して参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 子ども・子育て事業計画、これが実際に来年度に向けて今検討しているということではありますが、この計画ができて実際に動き始めるのは早くても多分二、三年はかかるんじゃないかというふうに思います。そんな中で、とにかく既存の施設でできるもの、できること、これをとにかくやっていただきたいと。子供は待っていません、すぐに大きくなってしまいます。そういった意味でも、大切な子供さんが自由に広々としたところで遊べるということが必要だと思います。

子育て支援センター、以前にも申しましたが、2階建ての本当に使いづらいスペースというふうに思います。ぜひとも、飛んだり跳ねたりできるようなそういった施設が必要だというふうに思いますので、とにかく今できるものを考えてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 今ご質問いただいたとおり、急いで既存施設の利用をというふうなお話でした。そういった趣旨を十分踏まえてございますので、既存施設、さまざまな、例えば第2体育館とかそういうところがございますので、そういったところの利用者の調整など検討させていただきまして、早期に実施できるように進めて参りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) とにかく既存の施設でやってほしいというふうに思います。

もう一つ要望があったのは、土曜日、日曜日、これが使いたいというふうな意見が本当に多いんです。とにかく、お父さんと一緒に遊べるのは多分土日だろうと、普通の人はそう思うんですが、そういった意味でも土曜、日曜の使用できる箇所、これを何とか確保してほしいというふうに思います。

やり方だと思うんで、例えばですが保健センター、ここを土日開放する。土日使う場合もあると思うんでこの辺の調整は必要だと思うんですが、そういったことも一つ頭の中に入れてみてはどうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 既に利用されている個人あるいは団体の方もいらっしゃると思いますので、利用者間の調整という作業が出てくるかとは思いますが、土日も使いたいというご要望が強いということですので、まずは現体制でどの程度までできるか至急内部で検討させていただきまして、できるだけご要望に沿えるような形を実現して参りたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 5番山崎ふじ子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) さきに通告しました2件について質問をいたします。

第1件目、教育長として就任に当たり所信を伺います。

未来の三春町、そして日本を担う子供たちの教育環境を整えていくことは、私たち大人の重要な責任であります。近い将来700種類の職業がAI、人工知能に取ってかわられると言われていています。そのように激動する社会を生き抜く力を育むため、新しい考えを取り入れることが求められてくると思われます。

また、核家族化が進む中、教育現場に求められることも多様化していると考えます。

これらのことを踏まえ、所信について伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 質問についてお答えいたします。

初めに、5年7カ月ぶりに三春町で、多くの方々から歓迎の声をかけていただきましたことに、感謝を申し上げます。三春町で勤務した7年間は、私自身の教職人生の中で最も心に残る実践を経験した日々でした。

思いの深い三春町の教育長就任に当たって、「新しい時代の三春の教育」にじっくりと取り組んでいきたいと考えております。

教育長に就任後、町内小・中学校の全ての教室を参観いたしました。子供たちが純粋な目で学びに集中する姿、目標を持って向上しようとする姿に、感激いたしました。また、教科教室型の中学校、あるいはオープンスペースを持つ小学校など、環境はさまざまですが、三春の教育の象徴である、独特の施設を有効に活用する姿に感銘を受けました。「教育立町」を標榜する三春町において、町長の目指す「まちづくり」「人づくり」を体し、この職に全力で取り組んでいきたいと決意したところでもあります。

まず、学校教育の視点であります。小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から新しい学習指導要領が完全実施となります。新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」が求められております。これは、1980年代から三春の教育が目指してきた「一人一人が持っているかけがえのない人格を大切に、人間として生きていく力となる学力を育む」という教育理念と調和いたします。この学習指導要領改訂を機に、「三春だからできる教育改革」を実行していきたいと考えております。

三春の教育方針に「子どもと教師の夢が共に育つ学校づくり」が掲げられております。子供一人一人の特性を見極め、人間として生きていく力となる学力を身につけさせるため、子供の学びの事実から、授業を考え直していく「授業改善」に積極的に取り組んで参ります。教師の働き方改革は、そのための時間をつくり出すことと考えております。

次に、生涯学習の視点であります。町民が生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を送るための施設として、各種社会体育施設・文化施設が運営されております。これらの組織や施設を一層活用し、町民一人一人が日々日常生活をより豊かに生きがいのある生活が送られるように、スポーツ・文化・芸術振興を進めて参りたいと考えております。具体的には、学校教育や町民の生涯学習に活用できる人的・物的資源を再調査し、学校・地域単位が中心となって行われているスポーツ・文化・芸術の振興について、この枠組みを広げ、町全体で行える取組みを一層促進したいと考えます。また、三春町には、「三春交流館まほら」「歴史民俗資料館」「三春町図書館」などがございますが、その役割と機能を再確認し情報発信とその有効な活用を推進して参ります。

最後に、子供たちの安全・安心に関する視点であります。現在、子供たちを取り巻く生活環境は多様化しております。安全・安心な居場所づくりが必要とされております。子供たちの放課後の主体的な活動の場となっている「児童クラブ」、地域に育つ子供を見守り地域に根差した活動を展開している「まほらっ子教室」、さらには子供の体力向上や仲間意識の醸成の場となる「スポーツ少年団」等を含めて、「三春の子どもたちは地域全体で育てる」という体制づくりをさらに進めて参りたいと考えております。各地域において子供を中心とした人間関係づくりを進めることは、子供たちの安全・安心な居場所づくりとなり、郷土愛を醸成し地域全体を活性化することにもつながります。安全・安心への取組みは「教育立町」の原点と捉え、その機能化を積極的に推進して参りたいと考えております。

以上をもって、教育長就任に当たっての所信とさせていただきます。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番（山崎ふじ子君） ただいまの答弁は、教育長の熱い思い、意欲が伝わってきた素晴らしいお話でした。

三春の子供たちは地域全体で育てる、とても大切なことだと思います。教育長として、町民、私たちにぜひ求めるものがありましたら、お答えいただければと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 この三春町の伝統や文化は、それぞれの方々のそれぞれの努力によって発展し、現在に至っております。そういった意味で、その子供たちを取り巻く環境をよりよいものにつくり変えていくためにも、さまざまな場でさまざまな大人の方々が子供たちにかかわる、三春のよさを伝える、そういった場をできるだけ多く機会を持つように努めて参りたいと思います。

議員の皆様をはじめ、町民の皆様には、さまざまな場で子供たちとかかわり、そして三春のよさをご自身の言葉で伝えていただきつつ、この町がどうあるべきかを、その理念を子供たちと共有していただきますようお願い申し上げ、回答とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 2件目の質問をいたします。三春町及び田村広域行政組合におけるごみ処理について。

1、台風19号による被害で近隣市においては大量の災害ごみが発生していますが、田村広域行政組合ではどのような援助を行っているのか、伺います。

2、大規模災害が起きたときを想定して、災害ごみの仮置き場の計画はあるのか、また計画がなければ計画をつくる必要があるのではないかとと思いますが、その点を伺います。

3、ニューヨーク国連本部の気候行動サミットで、スウェーデンの16歳のグレタ・トゥーンベリさんが各国政府代表をにらみつけ、絶対に許さないと強い危機感を持って世界中に温室効果ガスの減量を訴えたことは記憶に新しいことと思います。温暖化が進むことにより、ことしの19号のような規模の台風が再び我が町に襲いかかることが予想されます。CO₂削減のため、ごみの減量化やリサイクルの向上など毎日の生活の中で一人一人が取り組んでいかなければならない課題があると考えます。具体的な方法があれば、伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目ではありますが、台風19号による河川の氾濫などにより、近隣の自治体でも大量の災害廃棄物が発生いたしました。

郡山市では、富久山クリーンセンターが浸水被害により稼働できない状態であるため、田村広域行政組合では、田村西部環境センターで1日4トンの可燃ごみを11月1日から来年3月末までの予定で受け入れております。

田村東部環境センターでは、10月16日に平田村の可燃ごみを、また、11月27日からは須賀川市の浸水量を受け入れております。

なお、し尿については、田村衛生処理センターで1日14.4立方メートル、三春水環境センターでは1日50立方メートルの受け入れを行っております。

今後も、近隣自治体として、できる限りの支援を行って参りたいと考えております。

2点目ではありますが、三春町地域防災計画の中に災害廃棄物処理計画があり、災害廃棄物の仮置場の選定について規定していますが、これは簡易的なものであるため、国の災害廃棄物対策指針を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定を検討して参りたいと考えております。

3点目ではありますが、まず、家庭からの二酸化炭素排出量の内訳をご説明しますと、電気の使用によるものが約50%と最も大きく、次いで自動車燃料とガス・灯油がそれぞれ約20%となっております。ごみ由来の二酸化炭素は3.5%程度とされております。

しかしながら、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを進める上で、ごみの減量化、リサイクルの推進は重要な課題であり、その具体的な方法としては、可燃ごみに含まれている紙ごみやプラスチックの分別を町民の皆様にご徹底していただくことが、最も効果的であるとと考えております。

このようなことから、周知、啓発活動の一環として、12月の広報にあわせて「ごみの分け方・出し方に関するパンフレット」を全世帯に配布したところでございます。今後もごみ分別の意識向上に努めて参りたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 資源ごみリサイクルについて再質問をいたします。

町民の皆様がごみの分別、リサイクルに努めている結果、資源ごみやペットボトルの売却金が30年度は約798万円となっております。資源ごみのうち使用済み廃食用油、以下、使用済み油と申します、について、平成29年度までは順調に回収量が伸びてきていますが、平成30年度は減っています。平成29年度2,400リットル、平成30年度は1,930リットルです。減った原因は何と考えられますか。

また、現在の回収方法が、役場前の玄関前のところと、岩江センターの2カ所にあるボックスに町民の皆さんが持ってくるというシステムになっております。これを月2回の地域の資源ごみ回収と一緒に出せるようになれば、使用済み油の回収量が増えるのではないかと思います。いかがでしょうか。

以上、2点について再質問いたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 廃食用油、平成30年度に減った原因ということではありますが、詳細については正直まだ承知してございませんが、後ほどまた担当課長のほうから現況についての説明を申し上げます。

そして、あと回収方法について役場と岩江センターの2カ所しかないということについて改善をということではありますが、ごみの収集については、今の分け方になりましてもう四半世紀が過ぎてございます。この廃食用油だけに限らず、今後高齢化時代を迎えるに当たって、全体的な収集方法の改善が必要だというふうに考えてございますので、その中でこういった個々の廃棄物についての回収方法を別途定めていきたいというふうに思っております。今回、そういった意味で廃食用油、直ちに変わる、増やすということはもう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

あとは、係数的なことにつきましては担当課よりお答え申し上げます。

以上です。

○議長 影山住民課長。

○住民課長 廃食用油の件の数字的なもの等について少しお話させていただきたいと思っております。

統計のあります21年度からいいますと、21年度には約1,000キロリットル、ドラム缶で5本程度のものが毎年少しずつ増えてまして、ご質問にありましたように29年度には2,400キロリットル、200リッターのドラム缶にして12本程度まで増えて、30年におきまして2,000キロリットルを切るところまで行っているというところでございます。

原因につきましては、拠点回収2カ所だけだという不便さがあるということも一因としてはあろうかと思うんですが、このごみの分別、リサイクルにつきましては、排出される住民の方々の意識の持ち方というところに頼る部分が非常に大きいもんですから、そういう観点

で食用油、使い終わったものについて回収しているんだということを皆さんに知っていただく努力を今後とも続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 10番篠崎聡君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○10番(篠崎聡君) お許しを得ましたので、通告の内容どおり質問させていただきます。

令和元年10月13日の台風19号の影響により、隣接の郡山市や本宮市の河川流域におきまして大規模な水害が発生し、多くの住宅や施設、農地などが被害を受けました。水の被害を受けた方の中には現在も避難されている方もおります。また、他所に転居を考えておられる方もいるかと思えます。実際、被災者の関係者から三春分の隣接の地区の区長さんのほうに空き地がないかという問い合わせがあったということも聞いております。

ここで、町の取組みについてお伺いいたします。

1つ、台風19号による水害後の岩本や平沢四合田町営住宅団地・分譲地に被災者より購入希望の問い合わせがありましたか。

2つ、転居希望者の多くはできれば同じ町や市もしくは勤務地に近いところだと思います。郡山市のベッドタウンで本宮市に隣接している町では、町営住宅団地・分譲地をどのように被災者にアピールしているのか、お教え願いたい。

3つ目として、平沢四合田団地の募集要件が40歳以下の子育て世代に限られているという要件がありますが、そちらの要件を緩和する余地があるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目の質問にお答えいたします。

台風19号以降の住宅団地の問い合わせ状況でございますが、7件の問い合わせがございました。そのうち、水害に遭われたと思われる方は2件でございました。

2点目の住宅団地のアピール方法についてでございますが、引き続き、町のホームページ、広報誌などへの掲載、近隣市町村への新聞折り込みにより、PRを行って参りたいというふうに考えてございます。

3点目の資格要件の緩和につきましては、現在、資格要件を設定しております平沢四合田住宅団地は、「若者や子育て世代の定住」を目的としての宅地造成をしております。現時点でその方針を変える考えは今のところございません。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

篠崎聡君。

○10番(篠崎聡君) 1点目の水害後に2件の問い合わせがあったということですが、その後の購入希望等進捗状況はどのようになっていますか。

○議長 当局の答弁を求めます。

村田企業局長。

○企業局長 お答えします。

ただいまの再質問でございますけれども、水害に遭われた方、2件ほどあります。その方は、現地を見て三春だけでなく他の町村も現在いろいろ見ているという話でございます、その後の問い合わせはございません。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 4番新田信二君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番(新田信二君) ただいま許可を得られましたので、さきに通告してあります4件につきまして質問いたします。

まず、1つ目、新町長の方針について。

9月3日告示で、三春町長選、町議会議員の同日選挙を迎えましたが、町議会議員選挙は無投票で決まり、町長選挙のみ行われ、前坂本副町長が当選を果たしました。

9月24日に初登庁となり、新たな三春町がスタートとなったが、10月12日の福島県を襲った台風19号の被害により、災害復旧が急務となり、三春全域の被害箇所の情報、調査、確認で、現在、早期復旧補修等を進めていることと思います。

特に中通りは甚大な被害となったため、周辺の市町と連携し、国・県からの支援・協力で一日も早い復旧を望むところです。

そこで、今後、新町長としての考えを次の3点についてお伺いします。

1、4年間での大きな目標としている取組みについて。

2、今後10年間を考え、少子・高齢化をどう乗り切るのか。

3、町長選において他の候補にも3,800票の大きな数が支持されたことに対して、今後の考えと対策等をお伺いします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目の4年間での大きな目標についてでございますが、地域に誇りと愛着を感じられる「まちづくり」を進めていきたいと思っております。

そのためには、現在取り組んでいる後期基本計画の策定内容などを、今後の町が目指すべき方向性・具体的なビジョンとして、町民の皆様や議会の皆様と共有し、町民、議会そして町が三位一体となって取組みを進める「オール三春」の体制による「まちづくり」の推進が重要と考えておりますので、改めて皆様のご協力をお願いしたいと思います。

2点目の少子・高齢化をどう乗り切るかについてですが、少子・高齢化が進む中でも、豊かな住民生活が営める持続可能な地域社会を形成することが大変重要であり、そのためには、町民のニーズを踏まえた少子化対策と高齢化対策を適時実施していく必要があるものと考えております。

具体的には、1つ目の「地域コミュニティと行政による新たな協働のまちづくり」の位置づけでございますが、これはさまざまな課題を地域と行政がともに解決していくための取組み、また、「町の将来を担う子どもたちを育む環境の充実」の位置づけにつきましては、子供のころに町の歴史や文化などのすばらしさを学んでもらい、進学などにより町を離れても、ふるさと三春のことを誇りに思い、回帰してもらえよう取組み、あわせて、帰りたいたいと思ってもらえよう「まちづくり」が重要と考えております。

3点目の選挙結果を踏まえた今後の考え方についてですが、票は分かれたものの、三春町をよくしたいという思いは同じであるというふうに思っております。

「誰が言ったのか」ということではなく、「何を言ったのか」という中身を大事にして参りたいと思っております。

そして、三春町にとって建設的な意見、先進的な意見は町行政に生かして参ります。

また、繰り返しになりますが、町民、議会そして町が一体となって取組みを進める「オール三春」の体制による「まちづくり」を進めていきたいと考えておりますので、重ねてご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○4番(新田信二君) 1点目と3点目につきましては、町民と議会と町が一体となってオール三春の体制によるまちづくりを目指すということで、答弁理解できました。

2点目の少子高齢化につきまして、再度お伺いします。

少子化について、特に若い女性、奥様方、あと祖父母の方々から意見がございます。ゼロ歳児から安心して遊べるキッズランドと申しますか、それが三春には必要と思われる。先ほどのたまり場、地域性のサロン事業もしっかりありますが、そういったゼロ歳児からの安心して遊べる三春町にキッズランドが必要と、私もそう思います。そして、祖父母たちが孫守りもできますし、若い方が子育て、また仕事の両立ができるにつながるのかと思います。また、大きくはなくても学校の空き教室とかを利用して、早目の取組みが必要かと思われます。

2点目は、高齢化につきまして。

1点目にもありますが、まちづくりの重要なかなめの中心はやはり60代、70代の方々が元気で地域で活躍することからだと思っております。そのためには、高齢者の方々に運動、スポーツ等で元気で暮らしていただくための屋内等の施設が三春町には不足かと思われます。特に、岩江地区には屋内施設が足りず、今後高齢者が増加するために、ぜひとも屋内施設が必要と考えますが、キッズランドも含めて町長の意見をお伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 再質問の1つ目、子供が遊べる屋内遊び場ということでよろしければ、先ほどの答弁と重なるんですが、既存の町有施設などを利用して速やかな、何からできるのかということで、検討を進めて参りたいというふうに思っております。

2点目の高齢者向けのいわゆる屋内施設の件であります。既にここに元気塾などで地元にはお世話になっているところではあります。さらにそれを拡充して参りたいというふうに思っております。現在、具体的に検討しておりますのが、役場の斜め向かいにあります福祉会館のデイサービス事業が今年度いっぱい終了することに伴いまして、来年度からは機械リハビリというふうな、いわゆるトレーニング機器を使用したりリハビリあるいは介護予防事業を具体的に進めて参ります。現在、その詳細については詰めている最中ではありますが、まずはこういった施設をご活用いただきまして、筋力の維持あるいは介護予防に資することができるように頑張りたいと思っております。

そういうことで努力をして参りますので、よろしく願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○4番(新田信二君) 第2の質問に入ります。台風19号の被害について。

10月12日未明から13日の早朝にかけて、中通り・浜通りが東日本大震災以来の甚大な被害を受けました。

近年の気象傾向は、集中豪雨といった気象が頻繁に発生し、決して一過性ではなく、毎年起こり得る予想がされています。

三春町は、河川の氾濫による国・県・町道が掘削破壊されるなど、また民地の田・畑・山林を含め町全域での被害を受けました。

道路を含め一日も早い復旧を望んでいますが、国・県との交渉もあり、また工事関係者との対応も考慮し、今後の復旧工事についてお伺いします。

- 1、三春町における河川改修計画について。
- 2、河川洗掘による国・県道及び町道の災害復旧について。
- 3、町道の土砂崩れなどの災害復旧について。
- 4、個人の宅地、田・畑・山林等の土砂崩れ等の支援補助についてお伺いします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えします。

三春町を流れる河川は全て一級河川でございまして、一部国直轄区間を除き福島県の管理となります。現在、県では来年5月末完成を目指して松橋地内で八島川の局部改良工事を行っております。

また、平成28年に上流工区が完成しました桜川につきましては、下流工区として上舞木字大峯地内など3カ所で局部改良工事を進めております。これらの箇所は、今回河川氾濫を起した箇所とほぼ一致しますので、町としましては、早期の工事着手に向けて引き続き要望を実施して参ります。

次に道路及び河川の災害復旧は、それぞれの施設管理者が行うこととなっており、町内の国道、県道及び一級河川は管理者である県が復旧工事を行います。

町道擁壁が河川護岸を兼用している箇所につきましては、町と県の協議により、どちらか一方が復旧工事を行うこととなります。

3点目ですが、今回の災害では、国の補助を受けて復旧を行う大規模な災害は、町道8路線14カ所、農地・農業用施設で11地区あります。

これらにつきましては、国の査定を受け、その後復旧工事を行うこととなります。工事発注の時期はまだ決まっていますが、一日も早く復旧できるよう努めて参ります。

また、町道及び農業用施設で小規模な災害は、準備できたものから発注を進め、年度内復旧を目指しますが、数が大変多いことから来年度に繰り越しての復旧になるかと思えます。町民の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

4点目ですが、個人の宅地の土砂崩れの支援については、総務課で土どめ鋼板、土のう袋、ブルーシートなどの資材を支給しております。

また、田、畑、山林などの土砂崩れなどについては、所有者により復旧することとなりますのでご理解をお願いいたします。なお、共同で行う復旧活動につきましては、重機借り上げに係る補助制度がございまして、担当課までご相談いただければありがたいと思えます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○4番(新田信二君) 1番から4番まである程度理解はできました。

1つ、今回の台風19号の被害でかなり雨量も多かったんですが、郡山、本宮地区は床上浸水があったんですが、三春町は国道、県道の掘削破壊かなり箇所が多く見られました。その辺の大きな原因とといいますか、今後のこともありますんで、その辺の原因がわかればお答え願います。

あと、国道288と桜川の民家の河川敷が、河川と民地と一緒に洗掘されている箇所があります。数カ所あります。この場合、どのような、河川ですから国だと思っんですけども、あと民地のほうと含めてどのような工事になるか、町、県また地権者の負担等、わかればお答え願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

まず、1点目ですが、今回の災害の大きな原因ということですが、今回の雨ですけども、午後7時以降かなり雨が強くなりまして、11時までの間、1時間に約30ミリの雨が3時間から4時間と続きました。これまでの三春町の記録の中で多分これほどの雨が長い時間続いたというのは初めてのことでと思いますので、その時間、30ミリの雨が4時間にわたって続いたということが一番の原因かというふうに思っております。

2点目の河川と民地の復旧になりますが、原則論でいいますと所有者が復旧をするということになりますので、河川の災害に関しましては河川が、個人の敷地に関しましては個人がということになっていきますが、こちらの河川のほうで復旧する際に必要な案件に関しましては、個人の民地にも一部手をつけさせていただき箇所が出てくるかとは思いますが、原則論としましては、繰り返しになりますが土地の所有者が復旧するということになりますので、現地を確認の上、県のほうの判断を見て、それぞれの所有者の方との協議ということになるかと思っておりますので、今後、県のほうと協議を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長 質問あればこれを許します。

新田信二君。

○4番(新田信二君) 毎年、この洪水と地震等で日本全国が悩まされていますが、三春町に新たな土砂崩れ災害のハザードマップの作成等の検討はあるかどうか、確認願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

防災ハザードマップにつきましては、平成30年3月に新たにつくりまして、各戸のほうに配布をさせていただいております。そのときには、危険区域のほうの県のほうで指定した箇所が追加になりましたので、改訂版を策定いたしました。

今後、また県のほうで指定箇所等が出ました際には、改めて作成する予定でございます。

以上です。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○1番(新田信二君) 3つ目の質問であります。冬季期間の火災予防について。

昨年(2019年)の11月21日夜間、小野町で子供4人を含む家族7名が冬場の火災の犠牲となってから1年となりました。

住宅用火災報知器の取り付けは義務づけられていたが、小野町で火災となった家屋には未設置だったため、ことしの小野町は助成制度を設けた結果、普及率は現在9割となっています。

総務省防災庁によると、ことしの6月1日時点で、福島県内の住宅用火災報知器の設置率は77.4%となっています。

小野町の火災で反省すべき点は、火災報知器の未取り付けもありましたが、逃げおくれが一番の原因と思われます。特に、1階から出火した際に、2階からは1階におりることもできないため、結果的には逃げおくれとなってしまいます。

尊い命を守るためには、24時間の予防、消防が不可欠と考えます。

ことし、町内で大きな火災が3件あり、3件ともに全焼しました。たまたま強風でなかったため単独での火災で済んでいます。今後、冬季期間の火災を出さないため、町側の考え、対応を伺います。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第3の質問にお答えいたします。

冬季期間におきましても、年間の火災予防運動の一つといたしまして、町・消防団・三春分署の三者連携のもと予防消防活動を実施しております。年末年始の火災予防運動は12月15日から翌年1月14日まで行われます。町消防団の重点運動期間といたしまして12月24日から1月6日にかけて火災予防チラシの各家庭への配布や火防督励、防災行政無線による広報を実施いたします。町民一人一人の防火意識の高揚を図っております。そのほか、11月には防火パレードを町内一円で実施いたしました。また、1月下旬には文化財防火査察を、歴史民俗資料館・三春分署と合同で実施する予定でございます。

住宅用火災警報器は、いち早く火災の発生を知ることができ、住宅火災から身を守るための大きな役割を果たしております。

町では今年5月に、三春町高齢者住宅用火災警報器購入費助成実施要綱の改正を行い内容の拡充を行いました。今後も、消防団・三春分署と協力してチラシや広報誌などを活用して点検・交換を促すとともに、より一層の設置率向上に努めて参ります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○4番(新田信二君) 昨年も冬季の火災予防につきまして一般質問をさせていただきました。三春町にも火災によりことし1名が亡くなっております。火災の怖さ、出火した際の速さは、火災を経験していない方は多分想像もつかないことだと思えます。

冬場は必ずストーブを使う時間が長くなるため、火災が非常に多くなる季節となります。我々小学校のときは防災無線もありませんでしたので、地区で子供たちが「マッチ1本火事のもと」と何回も繰り返しながら各家庭の火元の注意喚起で回りました。

やはり最近を見ますと、ペットを飼っている家庭が多くなっております。ペットがストーブの前に洗濯物とか燃えるものを近づけるといいますか、それによる火災が多くなっております。あと、やはり風の強い日、この辺はやはりこれから高齢者がひとり住ま

いもありますんで、日中問わず、昼間も防災無線等で朝夕を含め注意喚起を呼びかけていた
だきたいと思いますが、その辺の防災無線の今後の、ことしの火災の事例もありますんで、
防災無線での今後の広報のあり方を再度確認します。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 防災行政無線を活用して火災予防をというふうなご質問でございました。

先ほど申し上げました火防督励などは既にやっておりますので、今後も引き続き、気象情
報など現在は気象庁のほうからは直接入ってくる時代になっております。皆様のご家庭に
もテレビなどでかなり早い段階からそういった乾燥注意報あるいはそういった警報に類する
ものが出ております。そういったタイミングを捉えまして、防災無線などでも重ねて注意を
喚起するようなそういった放送に努めて参りたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第4の質問を許します。

○4番(新田信二君) 4点目の質問に入ります。消防団員の処遇改善について。

台風19号などでも応急対応や避難誘導など地域の消防団員はかけがえのない存在でし
た。地域の自主防災活動をはじめ、事前防災応急対策など、消防団員の活動は誰もが理解し
ているところです。

現在、消防団員のなり手不足が県内でも多く目立っている状態です。

昨年から、県では消防団員の処遇改善を検討していますが、今回の福島県を襲った台風1
9号の甚大な被害から、各種団体からも処遇改善をすべきとして政府に支援を求めています。

三春町も高齢化がこれから長く続く中、みずからの命を守れない町民も多くなる中、地域
の消防団を減らすことは町の安心の消滅につながってしまいます。

県とともに消防団員の立場を重視し、早急に検討すべきと考えますが、お伺いいたします。

○議長 第4の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第4の質問にお答えいたします。

各種団体から消防団員の処遇改善につきまして政府に支援を求めたことについては、大変
心強い話だというふうに思っております。また、政府も、消防団は事前防災、応急対策など
にかけがえのない存在でありまして、処遇改善をしっかりと指示していくと応じていただい
ております。

しかしながら、現時点では国や県がどのような支援をするのか具体的な内容が示されてお
りませんので、今後具体的な内容が示された時点で早急に対応して参ります。消防団員の確
保のためにも支援が得られることはありがたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○4番(新田信二君) 消防団員は、一人一人が仕事と家庭があり、それぞれ会社、家族の
協力があっての消防団活動であります。入団しますがなかなか継続ができない状況が現在の
あり方であります。

県の支援を待つより、町側から要望として上げてもらって、ぜひとも消防団を守ってもらおうといいますが、各団体も要求していますので、この要望を進めていただきたいと思っております。

できれば、機能別消防団も含めて、処遇改善の県への要望をぜひともお願いしたいと思いますが、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 県などへの要望は過去にもしてきたところではありますが、今後も引き続き機会を捉えまして要望はして参りたいと思います。

あと、今ご指摘いただきました機能別消防団について、これからの時代に合ったような活動内容なども話としてもう既にいただいておりますので、町でできることについては消防団と協議をしながら検討を進めて参りたいとそういうふうには思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 12番橋本善一郎君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○12番(橋本善一郎君) 議長のほうから許可がおりましたので、通告の質問をさせていただきます。

遊休農地の利活用について、2点ほどお伺いいたします。

近年、全国的に少子高齢化が進む中、農業従事者の高齢化とともに、消費税の増税による資材の増加、それから輸送に係る輸送コストの上昇により生産される農産物の価格の低迷といった大変厳しい経営環境の中、農地が耕作放棄される問題が問題化されております。

三春町における取り組みについて質問いたします。

1点目は、農業従事者が高齢化する中でも、農地の維持・管理ができる作物の導入が極めて重要なことだと思われま。そこで、農業委員、中山間地役員、篤農家等々の幅広い意見を求めながら、新たな特産品、作物の開発に取り組んでみてはいかがかと考え、お伺いいたします。

2点目は、町内には優良な企業的な農家があります。今後、こうした企業的な農家を新たに育成していくことが大変重要なことだと考えております。町での育成対策はどのように進めているのか、お伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず、1つ目ですが、三春町の振興作物はピーマンであり、葉たばこ、養蚕からの転作作物として導入され、本格栽培開始から30年以上を経ています。

三春ダム周辺では、耕作放棄地解消を目的としたブルーベリーが、年々栽培面積を増やし、三春がブルーベリーの里として定着化してきております。

また、機械作業で栽培がある程度可能な大豆については、面積の拡大が見込めるため、県普及所、農協などと協力し、機械導入への支援や生産された大豆の地産地消の推進を図っております。

低コストで需要に応じた水稻生産を実現するため、飼料米などにも積極的に取り組むことができるよう支援をしております。さらに町内酒造会社と連携した酒造好適米の生産の支援を行っております。

今後も農業委員会と連携し、中山間地域等直接支払制度組織を中心に集落における地域農業のあり方など話し合う場を設けるなどの対応を進めて参ります。

2点目についてですが、町内では、法人化による農業経営の拡大とともに、研修生の受け入れや後継者育成に積極的に取り組み、地域農業振興に尽力されている農業者もいらっしゃいますが、町としましても、今後の担い手の確保、育成が大きな課題だと認識しております。

新規就農者の確保につきましては、「たむらの新・農業人サポート協議会」におきまして、構成機関・団体が役割分担と情報共有を図り、「新・農業人フェア」への出展や現地見学会など、新規就農者の確保、育成に取り組んでおり、町も独自に応援給付金の交付や家賃補助の支援を行っております。

また、農業経営の改善、共同化、法人化につきましては、県普及所、県農業会議、農協など関係諸機関と協力しまして推進して参ります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善一郎君。

○12番(橋本善一郎君) 実際に三春町において農業法人があるわけなんですけれども、法人に対してどのような支援策、または助成等を行っているのか、お伺いいたします。

もう一点は、なかなか農業後継者が少ない中、一般企業が今農業参入できる時代になりましたので、町外、首都圏を含めた三春町以外からの企業参入、積極的に進める考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 再質問についてお答えいたします。

まず、1点目、現在三春町で農業企業に支出されている実際の支援措置というおたただしだと思うのですが、現時点において企業の農業参入について町単独での補助金及び交付金等の支援制度はございません。しかし、そのような案件があった場合、我々としても田村農業改良普及所とともにご相談に応じておりますし、また各種情報の提供等を行うように取り組んでおります。

2点目について、企業の農業参入を進めていく考えはあるのかということなんです、企業の農業参入を支援する国の制度といたしましては、新たに農業経営に取り組むために必要な生産資材等の初期費用の一部を助成する制度、また同様に新たに本県に定着して農業を行うに当たっての必要な作業所、貯蔵庫等の農業用機械等の導入に係る経費、そういったものを一部助成する制度がございます。

農業参入の促進につきましては、県で起業参入の相談会等を実施しておりますので、三春町での参入を希望する企業があった場合には、農業委員会及び県の関係機関、農業担い手課になるんですが、そちらと連携して、貸し付け可能な農地選定等の情報提供、そういったものを行っていきたくとそのように考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 9番松村妙子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○9番(松村妙子君) さきに通告しました2件について質問をさせていただきます。

1つ目の質問であります。災害時の備蓄品への乳児用液体ミルクの導入について。

液体ミルクは、粉ミルクのようにお湯に溶かす必要がなく、開封して哺乳瓶に移しかえれば、そのまま赤ちゃんに与えることができます。国内での生産が認められ、本年3月11日から販売が開始されております。現在、江崎グリコと明治の製品が店頭に並んでおります。液体ミルクは、赤ちゃんにとって必要なビタミンやたんぱく質など母乳に近い栄養素が含まれており、常温で約半年から1年間保存が可能であります。

2016年の熊本地震の際に、救援物資としてフィンランドから液体ミルクが届けられ、その必要性が認識されました。その後、わずか3年で国内の製造販売が認められました。

女性の社会進出が進む欧米を先頭に、液体ミルクは海外では広く普及しております。赤ちゃん用ミルクの販売割合を見ますと、フィンランドでは92%、スウェーデンでは47%が液体ミルクであります。

しかし、日本では液体ミルクが一般的でなかったため、せっかく被災地に送られた海外の製品がこれまで使用された例がないなどといった受け入れ側の誤った認識で活用されなかった例も報告されております。

清潔な水や燃料の確保が難しい災害時に赤ちゃんの命をつなぐ栄養源となる乳児用の液体ミルクは貴重であります。政府もその利便性に注目しており、内閣府は自治体に向けた男女共同参画の視点から、防災・復興の取組指針を2019年度に改訂する方針で、乳幼児に早期に必要な物資として粉ミルク用品などに加えて液体ミルクの明記も検討されております。

そこで、3点についてお尋ねいたします。

1、災害時の備蓄品の内容は。

2、災害時に使用しやすい乳児用液体ミルクを加えてはどうか。

3、災害時の液体ミルクの認知度がまだまだ低いようではありますが、乳幼児健診などで紹介・啓発してはどうか、お尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

1点目につきましては、現在備蓄している品物で食料品等は、飲料水、非常食・保存食としてのご飯、ビスケット、ラーメン、ようかん、カレー等、延べ約60人分であります。

今後、ご飯、パン、カレー、シチュー、スープなど、延べ約140人分を購入したいと考えております。このほか、寝具類、大人用紙おむつなども備蓄しております。

2点目につきましては、今後、乳児用液体ミルクを購入し備蓄したいと考えてございます。

3点目につきましては、乳児用液体ミルクの保存期間中に、時期を見て乳幼児健診や防災訓練などで紹介・配布を行って、実際に飲んでいただき、啓発を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○9番(松村妙子君) さまざまなものが備蓄されているということがわかり、大変安心いたしました。

そこで、備蓄品の内容としまして、この赤ちゃん用の備蓄品とか女性用の備蓄品とか特にあれば、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 赤ちゃん用につきましては、先ほど、液体ミルクの件でございます。

あとは、女性用ということで、非常用セットというふうなことでありますが、実際はレディースセット4というふうな名前がございまして、それを20セット既に備蓄してございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○9番(松村妙子君) 赤ちゃん用ということで液体ミルクの導入をしていきたいということであるんですが、この液体ミルク、それだけ使えるわけではないので、スチール缶に入っているものですから、それを哺乳瓶に移しかえて飲ませる必要があるということで、哺乳瓶の備蓄も一緒にしていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 言葉足らずでありました。ミルクに必要な、いわゆる関連物品と申しますか、そういったものも当然あわせて準備して参ります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○9番(松村妙子君) 第2の質問に入らせていただきます。町立三春病院について。

9月27日の新聞に、福島県内8病院、再編、統合との表現が用いられた記事が掲載されました。医療関係の名称が公表されたことで、住民の皆さんはじめ自治体関係者また病院関係者の方々も大きな不安や不満の声も多数上がったことかと思えます。

そこで、2点について質問させていただきます。

1、町立三春病院の再編や統合についての経緯は。

2、町としての今後の取組みについて、基本姿勢と検討の方向性についてお尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 町立三春病院の再編や統合に関する記事が新聞報道されましたのは9月27日のことでした。報道を受けて、町民の皆様や関係者の皆様は、大変不安を感じたことと思えます。町にとりましてもこの公表は唐突なことであり、発表以来、国や県に説明を求め、事実関係の把握に努めたところでございます。

結論から申しますと、町立三春病院はこれまでどおり診療を続けて参りますので、どうぞご安心いただきたいと思えます。

1点目の再編や統合についての経緯でございますが。

経緯といたしましては、9月26日に厚生労働省で開かれた地域医療構想に関するワーキンググループの資料として、国が2年前の一月分の診療データを独自に分析し、「病床の機能

について再検証してほしい」とした全国の公立・公的医療機関リストを提出した中に、町立三春病院が該当したということでございます。国の狙いは、高齢化が進む将来、必要な医療を確保するための「地域医療構想」を進め病床機能転換を加速することにあります。三春病院には急性期医療を行う一般病棟と、リハビリを行う回復期病棟の2つがありますが、今回はこの一般病棟46床の診療が分析対象となったもので、外来診療や地域の中の役割全体を評価したものではありませんでした。国も今回の分析結果で再編統合を機械的に決定するのではなく、地域の実情を踏まえた議論が重要ということ、そういう趣旨であるということを確認いたしました。

2点目の今後の方向性についてお答えいたします。

町では、さきに把握した内容をもとに10月29日に「三春病院事業運営協議会」を開催しまして、今後の方針などについて協議をしたところでございます。

結論としては、今回の公表内容によって町立病院自体の再編や統合について検討議論するものではないことを確認いたしました。ただし、町立三春病院は田村地域の医療も担う病院であることから、町民をはじめ田村地域の方が安心して医療を受けられる体制を目指して、たむら市民病院、公立小野地方総合病院と3つの公立病院が、それぞれの役割や連携のあり方について協議検討していくことを今後の方針といたしました。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○9番（松村妙子君） 今後、ますます高齢化が進む中で、住みなれた地域で医療を受けたり、また入院体制がとれるというのは、住民の皆さんにとっては健康と命を守ることから安心して暮らしていただけることかと思えます。

先ほど町長の答弁の中で、それぞれの役割は連携のあり方について協議検討していきたいという方針であるということでありました。

そこで、医療を受ける地元の皆さん、住民の皆さんの意見とか要望、こういうこともしっかりと取り入れていただきたいと思いますが、その辺についてお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず、住民の方の要望、これは随時内容を把握してございます。

先ほど申し上げました三春病院の事業運営協議会というものがございまして、それを定期的にあるいは実情に応じて臨時的に開催しまして、こういった声が出ているというふうなことを病院運営者あるいは関係者の皆様と問題を協議して解決に導いていくというふうな手だてをとっておりますので、今後もそういった方法をとります三春病院の運営については地元密着型で進めていきたいというふうに思っております。どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませぬの声あり）

○議長 ここで休憩といたします。再開は、午後1時とします。

…………… 休 憩 ……………

（休憩 午前11時51分）

<休 憩>

（再開 午後1時00分）

…………… ・ ・ 再 開 ・ ・ ……………

○議長 午前に引き続き、再開をいたします。

○議長 15番影山初吉君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○15番（影山初吉君） さきに通告しておきました1問4点について伺います。

大規模災害時の対応について。

まず、1点目、職員と消防団員の安全を守るため、特に夜間時の出動要請に対する対応策について伺います。

2点、大規模災害時の職員の登庁、退庁に関するマニュアルについて伺います。

3点、特に、水害時に安全運行ができる車高の高い車両を配置すべきと思いますが、車両購入時、安全対策面から国の補助金について伺います。

4点、温室効果ガスの増加で温暖化が進み、大型台風などの災害が増加すると思われます。将来、防災危機管理課等の設置の考えについて伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目につきましては、夜間時の活動は危険であることから、やむを得ない場合を除き、消防団員、職員については、安全を考慮し、日没以降は活動しないようにしております。

10月の台風19号の際は活動を午後5時までといたしました。やむを得ず、通行止めの看板設置などの出動はありましたが、必ず複数での出動としております。

2点目の災害の出動体制につきましては、三春町地域防災計画により災害が発生または発生するおそれがある場合などに対応するための出動体制が定められております。

なお、大規模災害時は全員出勤となります。その基準といたしましては、1つ、町内数カ所または町内全域にわたり、激甚な被害が発生した場合。2つ、震度6以上の地震が発生したときとなっております。

3点目につきましては、最低地上高の高い車両は、町の公用車の更新の際に検討して参りたいと考えております。

なお、消防車両については補助事業と起債事業があります。しかし、災害安全対策に関する補助金は現在、制度がありません。今後、該当する制度が創設された場合は活用するよう調査して参りたいと考えております。

4点目につきましては、職員数も限られていることから、現時点では今の体制において対応して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番（影山初吉君） 4点、総合的に再質問をさせていただきます。

まず、1点目ではありますが、今回の台風19号、日没以降は活動しないようにしておりますということではありますが、その中でも通行止めの看板等の出動はありますが、必ず複数で行っているということでもあります。

ただ、2点ほど心配な点がありました。

一点は、夜間時、西方地区に出動の際、行くときはのり面が崩れていなかったけども帰りが崩れていたということで、もし遭遇したら身の危険もあったのかなと思って心配しております。

もう一点は、国道288号線の向田地区、これもやっぱり真夜中ですが、道路冠水してタプタプの状態の中を軽のバンで職員2人が通りました。途中で引き返しまして、岩江中学校のほうを迂回していこうということで、恐らく防災センターの前が大きく国道が削られたのでその辺の対応に行ったんだと思いますが。これも、3点目にあるとおり、軽のバンですのドアの半分ぐらいまで水に浸かればもうドアがあかないんだよというようなことでありますし、そうなればエンジンもストップしますし、これは大変な問題だと思います。

そういうことで、この2点を見ても、本当に職員の安全、消防団員の安全を考えれば、真夜中でありましたし、この辺もやっぱり留意をすべきではなかったかと思えます。

あと、防災計画はもちろんあると思います。マニュアルはあると思うんですが、長く大規模災害がなければみんな忘れてしまって、目先のことだけ大変だ、大変だということになっていると思われまます。それは、南相馬だと思うんですが、これは出動は全員ですよということですが、一番心配なのは退庁、帰るとき。帰るとき、南相馬では帰っていいよと言って帰ったところが水害に遭って1人若い職員が亡くなったということがあります。こういうことでもありますので、出勤、出庁はもちろんですが、帰りもやっぱり考えていただきたいということでもあります。

あとは、確かに今車高の高い車、建設課で配置されていると思うんですが、もう25年も30年もたった古い車ですので、こういうときこそ、鉄は熱いうちに打てということもありますので、こういう制度はありませんがということですが、こういう災害時にはぜひ必要な車両なんですよということで県、国あたりに向け合ってみてはいかがでしょうか。

4点目ですが、今の150人の職員の中で、こういう課は設けるまでいかないというのは承知しています。ただ、将来温暖化で今世紀末には3.9度も上昇すんだよと、そうなれば海面の温度が高くなってアメリカ合衆国などの大きな台風が日本にも一年に何度も押し寄せるようなことになるかと思うんです。そういう中で、なったとき、そういうことが発生してからでは遅いと思いますので、やっぱり私は将来的にと言っていますので、ここ近年にどうかと言っているわけではありませんので、やっぱりこの辺も考えに置いていただければいいのかなと思います。

以上、総合的ではありますが、再質問をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 再質問にお答えいたします。

まず、1つ目の西方地内での土砂崩れに遭遇しかけたこと、あるいは288号線向田地内で、場合によっては走行に支障が生じる場面に遭遇したことについてでございますが。

いずれにしましても、従前の土砂崩れの現場であったということもございまして、先ほどハザードマップというふうなご質問いただいておりますが、危険な場所というのをあらかじめ把握することが可能でございますので、そういったものを十分に踏まえて慎重な行動をして参りたいというふうに思っております。

2つ目のマニュアルがあっても目先のことに周知しがちであると、退庁時についてもどうなのかというご質問ですが。

確かに、災害の種類によっては、場合によっては勤務先に、つまり役場内にとどまるといったことも出てくる可能性は十分ございます。ただ、大雨、台風につきましては、今の時代、ある程度何日か前までかにはもうかなり正確な情報が伝わって参りますので、そういった情報を事前につかまえて、実際に一番、最盛期といいますか、大雨の時期には基本的には外出しないようなそういった態勢、そういったことを逆算して対策を立てていくというのが今現在日本の流れとなっておりますので、そういったタイムライン方式というんでしょうか、そういったものを十分踏まえて考えていきたい。たまたま退庁時にそういった災害の最盛期が来るのであれば、職員については原則安全な場所にとどまるといった判断も必要かと思えます。

3点目の車高の高い車の導入については、ぜひそういったことについては継続的に要望して参りたい。こういった時代ですので、多分ほかの市町村でも同じような要望があるかと思えますので、足並みをそろえて参りたいと思えます。

最後の危機管理体制ですが、将来についてということ、確かなことを今の時点では申し上げることはできませんが、考え方としては、ご指摘のとおり危機管理室的な考え方はぜひとも必要だと思います。ただ、それまでの間は、今回も実際運用したんですが、災害対策本部の前に警戒体制ということをまず一つ立ち上げます。それで、関係課とあらかじめ横の連絡をとりまして、先ほど言いましたタイムライン方式にのっとって何日か前までには確認しておくことなどというものが既に確立されておりますので、そういったことで当分の間は乗り切りたい。

ただ、将来的に大災害が頻発するようであれば、ご質問にありましたとおり専属の担当課というものも場合によっては必要になるかなというふうには思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので散会といたします。ご苦労さまでした。

(午後1時14分)

令和元年12月6日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	3番 井上 聡
4番 新田 信二	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子
10番 篠崎 聡	11番 佐久間 正俊	12番 橋本 善一郎
13番 影山 常光	14番 陰山 丈夫	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 孝夫 書記 影山 寛子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
-----	-------

総務課長	伊藤 朗	財務課長	眞田 晴信
住民課長	影山 明男	企画政策課長	宮本 久功
税務課長	荒井 公秀	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 清夫	産業課長	永山 晋
建設課長	新野 恭朗	会計管理者兼 会計室長	安部 良明
企業局長	村田 浩憲		

教育長	添田 直彦	教育次長兼 教育課長	本間 徹
生涯学習課長	藤井 康		

農業委員会会長	松崎 正夫
---------	-------

代表監査委員	村上 弘
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和元年12月6日（金曜日） 午後2時00分開会

第1 付託陳情事件の委員長報告並びに審査

第2 付託議案の委員長報告

第3 議案の審議

議案第114号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第115号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第116号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 1 1 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 1 8 号 令和元年度三春町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 1 1 9 号 令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 1 2 0 号 令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 1 2 1 号 令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 2 2 号 令和元年度三春町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 2 3 号 令和元年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後 2 時 0 0 分）

……………・開 会 宣 言……………

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。

……………・付託陳情事件の委員長報告及び審査……………

○議長 日程第 1 により、付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、1 2 月 4 日、第 1 委員会室において開会いたしました。

陳情事件第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について

陳情者

田村市船引町船引字南町通 5 2

日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会

議長 白岩 進一郎

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するため、政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要である。

このためには、増大する地方自治体の財政需要に見合う地方一般財源総額の確保、急増する社会保障ニーズの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置、地方交付税算定における「トップランナー方式」の廃止・縮小を含めた検討、2 0 2 0 年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保、国税から地方税への税源移譲の抜本的な解決策の協議、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、地方交付税の法定率を引き上げ臨時財政対策費に頼らない地方財政の確立、自治体の基金残高を地方交付税に反映させないこと。

以上について、財務課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

陳情第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」採決します。

○議長 お諮りいたします。本陳情は只今の委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は12月2日に日程設定を行い、12月4日、5日及び6日の4日間第1委員会室において開会し、12月5日には現地視察も行いました。

議案第114号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第115号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第116号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第117号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、4案について、総務課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第118号 令和元年度三春町一般会計補正予算(第5号)について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第121号 令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について

総務課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は12月2日に日程設定を行い、12月4日、5日及び6日の4日間、第4委員会室において開会し、12月4日には現地調査も行いました。

議案第118号 令和元年度三春町一般会計補正予算(第5号)について

産業課長及び建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第121号 令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第123号 令和元年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について

企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月2日に日程設定を行い、12月4日、5日及び6日の4日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第118号 令和元年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

保健福祉課社会福祉グループ長、高齢者福祉グループ長、国保医療グループ長、健康づくりグループ長、生涯学習課長、教育課長、住民課長及び子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第119号 令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第120号 令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

以上2案について、保健福祉課国保医療グループ長及び高齢者福祉グループ長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第122号 令和元年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について

保健福祉課健康づくりグループ長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第3により、議案の審議を行います。

議案第114号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第114号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第115号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第115号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第116号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第116号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第117号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第117号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第118号「令和元年度三春町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第118号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第119号「令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第119号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第120号「令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第120号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第121号「令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第121号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第122号「令和元年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第122号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第123号「令和元年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第123号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

……………追加議案の提出……………

○議長 お諮りいたします。

ただいま、総務常任委員会委員長より発議第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、発議第5号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

（議案書の配布）

○議長 配布漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長 発議第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」趣旨説明を求めます。総務常任委員会委員長。

- 総務常任委員長** 発議第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」
地方自治法第99条の規定により、「地方財政の充実・強化を求める意見書」を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。
令和元年12月6日提出
提出者 三春町議会総務常任委員会 委員長 鈴木利一
意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。
令和元年12月6日 三春町議会議長 佐藤弘
以上、提出するものであります。
ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。
- 議長** ただいまの説明に対する質疑を許します。
(議長の声あり)
- 2番(橋本善次君)** 4ページなんですけど、この提出先の大臣変わってますけれどこれでよろしいんでしょうか。
- 総務常任委員長** 大変失礼しました。見落としました。今の大臣に合うように変更して提出したいと思います。
- 議長** ほかにありませんか。
(なしの声あり)
- 議長** 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声あり)
- 議長** 討論なしと認めます。
これより、発議第5号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長** 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。
- 議長** ただいま、総務・経済建設・文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長** 異議なしと認めます。
よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。
- 議長** ただいま、広報広聴特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長** 異議なしと認めます。
よって、特別委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。
ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただいまは、提出いたしましたすべての議案につきまして可決いただきまして、誠にありがとうございました。これから速やかに業務のほうを遂行して参りたいと思っております。

これからますます慌ただしくなっておりますが、田村広域の行政組合焼却炉問題につきましては、予定どおりであれば、田村市より何らかの発表があるかというふうを考えてございます。そういった動きがあった場合には、早い段階から議会の皆様と情報を共有しまして、今までどおり十分な連携の下、対応して参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、いよいよ寒さが厳しくなっております。どうぞ、お体ご自愛の上、穏やかな新年を迎えられますようお願い申し上げます。12月定例会閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。お疲れ様でした。

……………閉会宣言……………

○議長 これをもって、令和元年三春町議会12月定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。
(閉会 午後2時28分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月6日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 佐久間 正 俊

署 名 議 員 橋 本 善一郎

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 114 号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 115 号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 116 号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 117 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 118 号	令和元年度三春町一般会計補正予算（第 5 号）について	全 員	原案可決
議案第 119 号	令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 120 号	令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 121 号	令和元年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 2 号）について	全 員	原案可決
議案第 122 号	令和元年度三春町病院事業会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 123 号	令和元年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
発議第 5 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	全 員	原案可決